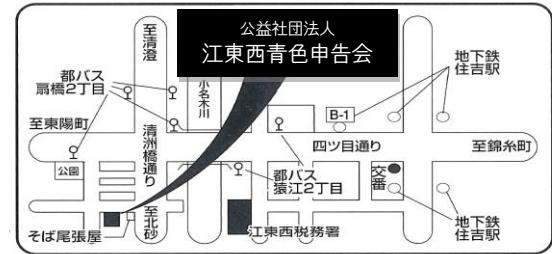


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<https://nishiaoiro.jp/>



年末調整個別相談会ご案内

今年も年末調整の時期です。今年の1月1日から12月31までの間に支払うべき青色専従者給与・従業員給与の額が確定したら、年末調整の計算が必要です。

年末調整とは、給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額、控除となる金額をそれぞれ計算して年税額を求め、所得税徴収高計算書(納付書)により税務署または金融機関で納付します。

また、納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書(納付書)は、必要事項を記入して税務署に提出する必要があります。納付税額がない場合、金融機関では取り扱いませんので、税務署へ送付または提出してください。青色申告会でもお預かりしております。

青色申告会では、年末調整相談会を開催しております。この相談会は予約不要です。ご来会順に相談をお受けいたしますので下記必要書類をご確認の上お持ちください。平成31年1月21日までです。なお、この相談会は従業員又は専従者がいない場合は参加する必要はありません。

必要書類

- ✓ 個人別の源泉徴収簿（1～12月の各個人の給与支払額・源泉徴収額・氏名・住所・生年月日）
- ✓ 事業主及び従業員(専従者を含む)、扶養家族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ✓ 年の途中で就職した方がいる場合、前職の源泉徴収票
- ✓ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ✓ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ✓ 給与所得者の保険料控除申告書

(社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・小規模企業共済控除・配偶者特別控除等受ける場合、住宅借入金等特別控除(2年目以降)その証明書・明細)

- ✓ 本年1月から6月までに納めた納付書の控え
- ✓ 税務署より送付された納付書
- ✓ 認印

各会議・行事・ご報告

11月

- 1(木) 第2支部理事会
5(月) 江東区納稅功勞者感謝状贈呈式
6(火) 青色コーナー指導者育成研修会
7(水) 女性部勉強会
7(水) 税務功勞者江東都税事務所長感謝状表彰式
(土) 第4支部会員親睦活動
(水) 創青部カラオケ会
(木) 納稅表彰式
(日) 江東東会江戸切子体験教室
(月) 第5支部理事懇親会
(月) 第3支部広報活動
(火) 青色コーナー従事者研修会
(火) 第2支部懇親会
(月) 第5支部税務研修会
(月) 役員研修懇親会
(火) 創青部豊洲新市場散策
2726262020191918151412108(木) あおい塾
(月) 江東西税務署長講演会
(水) 創青部カラオケ会
(木) 納稅表彰式
(日) 江東東会江戸切子体験教室
(月) 第5支部理事懇親会
(月) 第3支部広報活動
(火) 青色コーナー従事者研修会
(火) 第2支部懇親会
(月) 第5支部税務研修会
(月) 役員研修懇親会
(火) 創青部豊洲新市場散策
28(水) 第3支部研修会
&豊洲シビックセンター見学

これからのお予定

12月

- 2(日) 会員日帰り研修旅行
3(月) 三役会
5(水) 女性部懇談会
6(木) 第3支部広報活動
6(木) 創青部忘年会
(金) 女性部食事会
(月) 三役監事相談役顧問税理士合同会議
(火) 税制指導政策委員会
(水) 創青部カラオケ会
(金) 事業厚生委員会
(火) e-Tax e-TAX 利用推進会
(水) 理事会
(金) 組織広報委員会

事務局からのお知らせ

「事務局」について

左記日時は事務局をお休みさせて頂きます。ご不便をおかけいたしますが、予めご承ください。

- ◆ 12月20日(木) 15時～
◆ 12月29日(土)～新年1月3日(木)

*通常業務は1月4日(金)から開始します。

新年賀詞交歓会は1月15日(火)に開催します。
詳しく述べは同封の案内をご覧ください。

会員必携が出来上がりました

この一冊に個人事業者にかかる税の基本的な内容を集約しており、毎年の税制改正についても把握することができる。確定申告等にぜひ活用ください。300円で販売しております。ご希望の方は事務局までお申込みください。

「由紀さおり50周年記念公演」 ご優待チケットのご案内

女優・コメディアンとしての魅力を引き出すオリジナル喜劇と50周年の軌跡を上質な音楽で魅せるコンサート！

第一部
芝居 「下町のベッドバーン」
第二部
芝居 「下町のベッドバーン」

ショー「新しい幕があがるとき」

【特別価格】

5席10,800円（税込）

*6歳以上有料

／5歳以下入場不可

【申込方法・お問い合わせ】

事務局までお電話ください。

〈対象ステージ〉1月9日は13:00開演です

2019年	1月	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火
11:00	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○
16:00		○	○	○	○	○		○	○	○	○

おめでとうございます

平成30年度納税

表彰式及び税務功

労表彰式が行われ、

永年にわたり会の

組織活動を通じて

税務行政の推進に

貢献したことが認

められ、次の皆様



江東西税務署

署長表彰

署長感謝状

会長表彰

会長感謝状

(公社)江東西青色申告会
和泉 敬三様
羽入田久男様

橋本クメ子様
河口 直樹様

田口 栄子様

河合 小幡 河合 誠義様
廣義様
誼子様

所長感謝状
東京都江東都税事務所税務功労者
加藤 光子様

過日は区民まつりにご協力いただき、ありがとうございました。11月1日(木)寄付金を佐藤委員長より社会福祉法人江東区社会福祉協議会へお届け致しました。

多くの方々にご理解とご賛同を頂き、一同、深く感謝するとともに、今後も会事業に力を入れていこうと決意を新たにする次第でございます。

11月26日(月)役員研修懇親会を開催しました。消費税の軽減税率制度について、「よくわかる消費税軽減税率制度」パンフレットを使用し、研修を行いました。研修終了後に懇親会を開催し、役員相互の親睦を深め、充実した研修懇親会となりました。

*パンフレットは事務局にご用意しています。お気軽にご覧ください。

められ、次の皆様
が表彰されました。
おめでとうござい
ます。

社会福祉協議会に寄付しました

給付状況をお知らせします。	平成30年10月1日～平成30年10月31日
・ 入院見舞金	・ 4件
・ 弔慰金	・ 1件
・ 特別弔慰金	・ 1件
・ 長寿祝い金	・ 0件
・ 傘寿金	・ 0件

青色共済にご加入の方
入院見舞金などの請求漏れはございませんか？
契約内容（住所や受取人など）の
変更はございませんか？

青色共済

会員だけの共済制度ですから安心です
月額1,000円で入院見舞金・弔慰金と幅広い保障！

<加入資格>

- ・加入時現在、業務に従事している東京都内の青色申告会員、専従者、従業員
- ・平成30年5月1日現在の年齢が14歳6ヶ月超、65歳6ヶ月以下の方がご加入いただけます。
- ※詳しくは事務局まで



青色共済給付状況報告

女性部からのお知らせ

【勉強会】報告

11月7日(水) 13時30分より東京都金融広報アドバイザーの内田厚子氏を講師にお迎えし、勉強会を開催しました。

【今から始める充実した人生の準備(老後の資金など)】をテーマのもと、老後のリスク(健康・経済・孤独・3B(貯蓄)・ボッヂ・ボケ)を予防する「5つの貯蓄」について御講義頂きました。



創青部からのお知らせ

【忘年会】

日時：12月6日(木) 18時から
場所：浜田 サイゼリヤ 個室利用
会費：2,000円

遊宴喜食樂飲のメルヘンチックな平成最後の忘年会
酒に酔い、味に酔い、夢幻の酔い心地に心が浮き立ち、
ワイワイガヤガヤと皆さんのホスピタリティを
大いに演出され、楽しそうな夕べをエンジョイ！

【カラオケ会】

日時：12月12日(水) 17時30分から
会費：2,000円

今年最後、歌い残しの無いように
歌の醍醐味を皆さんと



☆参加お申込みは創青部部長 町野(まちの)まで
携帯番号：090-1125-7355

女性部では随時部員を募集しております。
ご興味のある方は、ぜひ事務局までご連絡ください。

一緒に活動しませんか？

「節税対策はお済みですか？」

小規模企業共済は経営者のための退職金制度です。掛金は全額所得控除になります。まだ加入されていない方は、ぜひ、この機会にご検討ください。ご質問は事務局へお問い合わせください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお答えします

- 年金だけでは不十分で、不安がある
- 自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

中小機構

制度の特長

- ① 経営者のための退職金制度
- ② 掛金は全額所得控除
- ③ 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

共済金の受取権は差押禁止

共済金・解約手当金の受取権は、国税等滞納の差押以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

小規模共済 検索

決算・確定申告相談会

平成31年1月22日（火）から3月15日（金）【土日祝日除く】

9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・**5時**

- おひとり50分、1回のみの相談とさせていただいております。
- 指定日（2月17日・24日・3月3日・10日）は休日相談をいたしますので予約できます。
- 会計ソフトをお使いの方は3月12日までの予約期間中にお願いします。
- 3月13・14・15日は来会受付順のご相談となります。大混雑が予想されますので、1日に応対できる人数を超えた場合は、申し訳ありませんが受付できません。
- 3月15日（金）最終日は正午で受付終了になります。最終日は書類の収受は行いません。ご自身で税務署へご提出ください。**

予約のしかた

平成30年1月10日（木）午前10時より電話予約開始です。

(公社)江東西青色申告会 03-3649-4178

あなたのご希望日時を事前に電話予約をすれば、待たずに相談が受けられます。

step1 事業主様のフルネームと電話番号をお願いします。

屋号ではなく、ご登録頂いている事業主の方のお名前をお願いします。

step2 ご希望の日時をご指定下さい。（人数に応じて枠数をご予約下さい）

ご希望に添えない場合もあります。担当者の指名はお受けできません。予めご了承ください。

step3 特別な申告はありますか？

土地や株の売買、新たに住宅ローン等でマイホームを取得した方は事前確認資料があります。
申告会までお問い合わせください。

step4 会計ソフトをご利用ですか？

ご利用の場合は、お使いのソフト名を教えて下さい。

やよい・ツカエル会計・ブルーリターンA・JDLをご利用の方はバックアップファイルをお持ちください。それ以外の方は、決算書を印刷してお持ちください。

step5 ○月○日○曜日の○時に予約受付いたしました。

復唱しますのでご確認をお願い致します。

事前準備チェックリストをよくご覧頂き、必要書類等をお持ち下さい。

消費税の申告相談会は3月18日以降となります

確定申告注意点

- ・ お車でのご来会はご遠慮ください。
- ・ 担当者の指名はお受けできません。
- ・ 申告会の収受印を押しますが、公印ではありませんので金融機関、保育園、官庁関係にはご利用いただけません。提出予定がある方は職員にお申し出下さい。
- ・ 各年分決算書・確定申告書の控用紙を会でお預かりさせていただいております。消費税の特に簡易課税選択者の各届出書の提出もれ防止と、会員の皆様の経営分析並びに経営指導を行う大事な資料にさせて頂きます。
- ・ 会員以外の方(年金申告・不動産の共有按分等がある方)の決算確定申告をご相談する場合、別途料金（2,000円～）を頂きます。予約時にお申し出下さい。

マイナンバー(個人番号)の取扱いについて

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。具体的には平成28年1月から国税分野で個人番号及び法定調書等を提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

これにより、確定申告書を提出する際には、個人番号(マイナンバー)を記載し、本人確認書類を添付し提出する必要があります。

当会では、**税理士によるe-Tax代理送信をご利用いただいている方**については、**身元確認書類は不要**となりますので、**申告者本人と扶養家族の個人番号がわかるよう**にお持ちください。

また、**確定申告書類一式を紙で提出されている方**については、**代理送信に切り替えていただくか、ご本人で直接税務署に提出していただくことになります**(当会ではお預かりしません)。その際には、個人カード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付又は提示が必要です。

平成29年分の課税売上高が1000万円を超えた方へ

「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はお済みですか？

特に、平成31年の課税期間から簡易課税制度を選択しようとする方は、30年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

また、平成28年分は1000万円超えていたが、平成29年分は1000万円を超えていない方は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出しなければなりません。

未提出の方は、当会までご連絡の上過去2年分の決算書と印鑑をご持参ください。

必要書類等 事前準備チェックリスト

決算書 確定申告書 控え	過去 2 年分(昨年当会をご利用の方は不要です)
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より 1 月中旬ごろ発送予定	昨年申告会をご利用の方→確定申告のお知らせハガキ・お知らせ通知書 ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等	売上・経費のわかるもの 本年中に 10 万円以上の資産の購入、下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿
マイナンバー(個人番号)関係書類	電子申告をご利用の方(代理送信含む)→申告者本人と扶養家族の個人番号 紙で提出の方→申告者本人と扶養家族の個人番号。個人カード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付

【消費税について】3月18日以降の予約となります

簡易課税を選択している方は、事業区分ごとに売上が集計できていますか。

本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)ごとに集計ができていますか。

【会計ソフト利用者の方へ】

会計ソフト(やよい・ツカエル・BRA・JDL)ご利用の方は、データを USB メモリにバックアップし、データが入っているか確認してからお持ち下さい。必ずソフトの中からバックアップを取るようにしてください。

上記以外の会計ソフトをご利用の方・Mac の方は、決算書をプリントしてお持ち下さい。

なお、会計ソフトでの初期設定・入力等の記帳指導期間は終了しております。31年分の会計ソフトでの初期設定等の相談は4月以降となりますので予めご了承下さい。

源泉徴収票	国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票(1月下旬ごろ)俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等
支払調書	支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方	保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)
医療費控除	「医療費控除の明細書」をご記入のうえ、ご持参ください。 領収書は添付不要となりました(5年間保存)。本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載。高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く。
所得控除関係書類	* 国民健康保険・後期高齢者医療保険を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 * 国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 * 介護保険料を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)
生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
地震保険料控除	地震保険料控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの(源泉徴収票等)
扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書でe-Tax 送信する方	・新規に e-Tax を利用される方は事前に利用開始手続き、マイナンバーカードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。
印鑑	認印で結構です。

江東西税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒135-8311 江東区猿江2-16-12 TEL03(3633)6211(代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成会場を

「東京国税局」に開設します！

会場は、6署合同（麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東税務署）の開催です。

所在地	中央区築地5-3-1	最寄駅	大江戸線 築地市場駅 日比谷線 東銀座駅・築地駅
開設期間	平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで ※ 土曜日及び日曜日を除きます。 ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。 ※ 上記会場(東京国税局)では納税及び納税証明書の発行はできませんので、 ご了承願います。		
受付時間	午前8時30分から午後4時まで(相談は午前9時15分から) ※ 受付時間終了間際は大変混雑するため、早めにお越しください。		

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

※ ただし、申告書等の提出のみの場合は、午前8時30分から午後5時まで税務署内で受付を行っています(土曜、日曜及び祝日を除きます。)。

【案内図】※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。



申告書作成
申告書提出

東京国税局
1階

自宅等で
申告書作成

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー
(www.nta.go.jp)

税務署

申告書提出
(郵送)